

密輸防止に関する覚書

財務省関税局と一般社団法人大日本水産会は、

不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸は、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全並びに漁業に関する全ての当事者にとって有害であること、また、漁船、漁港等を利用して行われる可能性があること

不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の国内流入を防止するため、税関が監視取締りを強化する必要があること

そのような取締りの強化に当たっては、合法的に漁業に従事している漁業関係者の円滑な業務の遂行にも配慮する必要があること

不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸に対する取締りにおける税関と漁業関係者との協力関係の強化は、税関及び漁業関係者双方にとって有意義なものであること

等を踏まえ、不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸防止に資するため、次のとおり合意した。

- (1) 財務省関税局と一般社団法人大日本水産会との協力関係を強化すること。
- (2) 税関と漁業関係者との協力関係の強化方法について共同して検討していくこと。
- (3) 税関及び漁業関係者が抱える課題と問題点の相互理解に努め、両者の有意義な情報交換を促進すること。
- (4) 税関と漁業関係者との協力に関するガイドラインを税関及び漁業関係者に対し周知徹底するよう努めること。

なお、この覚書及びガイドラインは、法令に基づく義務を免除するものでないことを確認する。

2019年1月26日

財務省関税局長

中江 元哉

一般社団法人大日本水産会会长

白須敏朗